

一步先への憲法入門

片桐直人 = 井上武史 = 大林啓吾

2016年5月発売 / 318頁 / 本体2200円+税
A5判 / 並製



編集担当者から 「日本国憲法」のことは、小学校のときから学んでいて、すこしは知っている……はずなのに、法学部に入り、専門科目として「憲法」を学びだすと、途端に難しくてわからなくなってくる。1年次に配当されることの多い科目だから、その苦手意識を引きずって、勢い、「法律学」全部がなんとなく嫌いになってくる……。いやいや、そんなもったいない！ という思いから生まれたのがこの本です。「ガイダンス」から始まり、統治と人権に関する全30ユニットで構成。高校までの学習と、大学での専門学習との「架け橋」となるように、具体的なトピックを盛り込むことで憲法を身近なものとして提示しつつ、そこに潜む問題を「自分で考える」ことを提案しています。

これまでの学習より一歩進んでほしい、そして、この本を読み終えた後は、そのまた一歩先へと進んでほしい。そんな願いが、この書名には込められています。カバーに描かれているような、長く続く階段を一歩一歩着実に上る力を、この本は必ず与えてくれるはずです。(中野)

Point!

P

全篇、Topics → 問い → 解説 → Check Points (まとめ) を基本に構成しています。

Unit 26

勤労の権利と労働基本権

◆ Topics ◆ ブラック企業

2000年頃から、若者などを大量に採用し、違法・過剰な労働を強いるいわゆるブラック企業が問題視されるようになっている。この背景には、激しい経済状況の下で、職歴や社会経験がない若者を安価な労働力として活用しようという企業側の思惑と、就職先が見つからない若者が多少厳しい労働環境であっても、就職になるよりはましだとして、どのような労働環境を受け入れざるを得ないという事情があった。これは強制的、わが国の労働環境が厳しいというのとは、これまでも指摘されてきたことであって、KAROSH(過労死)という語は、いまや実証の被害にも及ぶほどになった。

このような過酷な労働環境が繰り返されればその職歴を辞めればよいと考える人も少なくない。あるいは、そのような職場を選んだのは自分なのだから、自己責任の問題だ、と考える人もいるだろう。しかしながら、実際には、そんなに簡単ではない。過酷な勤務で体を壊してしまえば、働くこともままならないだろうし、仮に思い切って退職しても、すぐに次の就職先が見つかることも限らない。また、実際の労働環境は、働き始めでみないくらわらない壁が大きい。「あなたの働き方について有給のチャンスも！」という外国人広告の面白い文句が、「体を壊すほど頑張っているからもう人並みの給料を出しますよ」ということを意味する、などという笑えない壁がまことしやかにささやかれるくらいである。

このUnitでは、日本国憲法における労働者の権利の保障について勉強しよう。

7 勤労の権利

Unit 26 勤労の権利と労働基本権

日本国憲法27条1項は、すべての国民が「勤労の権利」を有することを保証する。このような条文がなぜ必要とされるのだろうか。また、憲法が「勤労の権利」を保障することの意義は何だろうか。

●● ① 「勤労の権利」の保障内容と性格 ●●

▶▶現代社会における労働

職業選択の自由についての説明 (Unit 2) で、「職業の選択」というのは、自分で事業を起すような場合を企圖に置くことと理解しやすかったのを覚えているだろうか。けれども、いまの世の中では、職業に就く、つまり就職と言え、どこかの会社で働くことを指すのが普通であって、多くの人にとっての職業とは、現代社会においては、企業をはじめとした別の誰かに雇われることと同じである。他方で、企業はそもそも、自らが営む事業によって利益をあげる——類しく言えば利潤を追求する——存在である。すなわち、企業は企業で、自分たちがお金を稼ぐために活動するのであって、そのために必要な限り、人を雇うわけである。したがって、多くの人にとって企業に就職しなければ職業を通じた生活の維持も自己実現も図れないのに対して、企業は自分たちの都合で人を雇うかどうかを決定するという、ある種のミスマッチが発生している。簡単に言ってしまうと、多くの人にとっての職業を通じた生活の維持や自己実現は、企業の都合に依存しているのだから、そこで働く人たちは企業に対して圧倒的に弱い立場にある。

▶▶勤労の権利

労働者が弱い立場にある、というのは、産業革命後の近代社会において早くから認識されてきた問題である。高校で世界史を学習した人は、19世紀前半からイギリスで展開されたラダイト(機械打ちこわし)運動やその後の労働組合運動など、労働運動の世界的な流れを勉強したことだろう。このような労働者の地位向上のための運動は、19世紀を通じて組織化、大規模化し、ついには

* 有斐閣ウェブサイトの本書詳細ページに正誤表を掲載しています。

74 | 法学教室 | July 2016 No.430